

令和 7 年度 イノシシ 管理 検討 協議 会

日時 令和 7 年 9 月 25 日（木）13 時 30 分から

場所 岩手県公会堂 26 号室

次

第

1 開 会

2 あいさつ

3 議 題

- (1) 令和 6 年度イノシシ管理対策の実施状況について（報告）
- (2) 令和 6 年度指定管理鳥獣等捕獲事業評価報告について（協議）
- (3) 令和 7 年度イノシシ管理対策について（協議）
- (4) 第 4 次イノシシ管理計画の策定について（協議）
- (5) その他

4 閉 会

令和7年度イノシシ管理検討協議会 出席者名簿

区分	所 属	職 名	氏 名	出欠	備考
学識 経験者	国 立 大 学 法 人 岩 手 大 学	名 誉 教 授	青 井 俊 樹	出	
	合同会社東北野生動物保護管理センター	代 表	宇 野 壮 春	出	会長
	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 畜産研究部門動物行動管理研究領域 動物行動管理グループ	主 任 研 究 員	堂山 宗一郎	出	
関係 団体	公 益 社 団 法 人 岩 手 県 猟 友 会	副 会 長 兼 専 務 理 事	寺 長 根 実	出	
	岩 手 県 鳥 獣 保 護 巡 視 員 協 議 会	会 長	佐々木 實行	欠	
	全 国 農 業 協 同 組 合 連 合 会 岩 手 県 本 部 営 農 支 援 部 営 農 技 術 課	営農技術課長	佐々木 歩	出	
行政 機関	岩 手 県 農 業 振 興 部 課 林 水 産 課	担い手対策課長	櫻 田 学	出	
	一 関 市 農 林 部 課 林 政 推 進 課 長	課 長	小 山 敏 典	出	Web
	雫 石 町 農 林 課	課 長	瀬 川 拓 也	出	
	久 慈 市 産 業 経 済 部 課 林 業 水 産 課	課 長	佐々木 秀博	欠	
イノシシ管理検討協議会構成員 合計10名（出席8名、欠席2名）					
事務局	岩 手 県 農 業 振 興 部 課 林 水 産 課	特 命 課 長	村 田 就 治		
	岩 手 県 環 境 保 健 研 究 セ ン タ ー	主査専門研究員	鞍 懸 重 和		
	岩 手 県 環 境 生 活 部 課 自 然 保 護 課	総 括 課 長	引 屋 敷 努		
		特 命 課 長	岩 渕 美 保		
		主 査	佐 藤 恵 子		
		主 査	山 岸 孝 気		
		主 任	佐 々 木 俊		
		主 事	古 川 健		
		主 事	駒 井 千 輝		
オブ ザー バー	岩 手 県 盛 岡 広 域 振 興 局 保 健 福 祉 環 境 部 環 境 衛 生 課	技 師	村 居 勇 佑		
	岩 手 県 県 南 広 域 振 興 局 保 健 福 祉 環 境 部 環 境 衛 生 課	主 査	澤 口 幸 司		
	岩 手 県 県 南 広 域 振 興 局 保 健 福 祉 環 境 部 花 巻 保 健 福 祉 環 境 セ ン タ ー 環 境 衛 生 課	主 査	佐 々 田 丈 瑠		Web
	岩 手 県 県 南 広 域 振 興 局 保 健 福 祉 環 境 部 一 関 保 健 福 祉 環 境 セ ン タ ー 環 境 衛 生 課	技 師	吉 田 野 乃 花		
	岩 手 県 沿 岸 広 域 振 興 局 保 健 福 祉 環 境 部 環 境 衛 生 課	技 師	川 上 凜		Web
	岩 手 県 沿 岸 広 域 振 興 局 保 健 福 祉 環 境 部 宮 古 保 健 福 祉 環 境 セ ン タ ー 環 境 衛 生 課	主 査	伊 藤 菜 々		Web
	岩 手 県 沿 岸 広 域 振 興 局 保 健 福 祉 環 境 部 大 船 渡 保 健 福 祉 環 境 セ ン タ ー 環 境 衛 生 課	技 師	今 野 博 貴		
	岩 手 県 県 北 広 域 振 興 局 保 健 福 祉 環 境 部 環 境 衛 生 課	技 師	佐 藤 雄 之		Web
	岩 手 県 県 北 広 域 振 興 局 保 健 福 祉 環 境 部 二 戸 保 健 福 祉 セ ン タ ー 環 境 衛 生 課	主 査	舘 澤 真 也		

第 3 次イノシシ管理検討協議会設置要綱

(趣旨)

第 1 本県に生息するイノシシの管理及び農林作物被害の防止等について、具体的な対策を検討し、適正な管理を推進するため、「イノシシ管理検討協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

(検討事項)

第 2 協議会は次に掲げる事項について検討する。

- (1) 第二種特定鳥獣管理計画の作成及び変更に関する事
- (2) 個体数管理に関する事
- (3) 生息環境管理に関する事
- (4) 被害防除対策に関する事
- (5) モニタリング等の調査研究に関する事
- (6) その他イノシシの管理に関する事

(組織)

第 3 協議会は、学識経験者、関係団体及び行政機関等のうち、環境生活部長が協議会の運営に必要と認め就任を依頼し、これを承諾した者（以下「構成員」という。）により構成する。

2 協議会に会長を置き、会長は構成員が互選する。

3 会長は会務を総括する。

4 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、構成員のうちから予め会長が指名する構成員が、その職務を代行する。

5 協議会の検討事項を専門的に検討するため、必要に応じて協議会に構成員若干名をもって構成する専門部会を置くことができる。

(任期)

第 4 構成員の任期は構成員が就任依頼を承諾した日から、第 3 次イノシシ管理計画の期間が満了する日までとする。

(会議)

第 5 協議会は、必要に応じて環境生活部長が招集する。

2 環境生活部長は、必要と認めるときは、構成員以外の者に出席を求めることができる

(庶務)

第 6 協議会の庶務は、環境生活部自然保護課において処理する。

(その他)

第 7 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、環境生活部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 28 日から施行する。

この要綱は、平成 29 年 5 月 23 日から施行する。

この要綱は、令和 5 年 7 月 28 日から施行する。

令和6年度のイノシシ管理対策の実施状況について

1 個体数管理

(1) 捕獲頭数

第3次イノシシ管理計画(R4～R8)に基づき、生息域拡大の抑制及び農林業被害等の抑制を図ることを目的として、市町村による有害捕獲、県と猟友会による指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲、狩猟による捕獲を推進した結果、令和6年度の捕獲頭数は、1,616頭の捕獲実績となった。(資料1-1、1-2、1-3 参照)

令和6年度においては、初めて全ての市町村で捕獲されており、県内におけるイノシシの分布が広がっていることが考えられる。

岩手県全域のイノシシの捕獲頭数(単位:頭)

捕獲区分	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
有害捕獲	25	42	43	100	145	422	624	746	805	1,066
指定管理	—	27	24	133	190	213	271	193	736	493
狩猟	15	25	13	10	11	27	50	40	46	37
広域捕獲	—	—	—	—	—	—	—	—	27	20
計	40	94	80	243	346	662	945	979	1,614	1,616

市町村別のイノシシの捕獲頭数(単位:頭)

振興局	市町村									合計
盛岡広域	盛岡市	八幡平市	雫石町	葛巻町	岩手町	滝沢市	紫波町	矢巾町		352
	74	60	128	30	16	17	14	13		
県南広域	奥州市	金ヶ崎町	花巻市	遠野市	北上市	西和賀町	一関市	平泉町		828
	260	18	106	50	17	12	315	52		
沿岸広域	大船渡市	陸前高田市	住田町	釜石市	大槌町	宮古市	山田町	岩泉町	田野畑村	239
	25	25	29	26	9	52	21	49	3	
県北広域	久慈市	普代村	野田村	洋野町	二戸市	軽米町	九戸村	一戸町		197
	67	3	2	64	40	3	2	16		
										1,616

(参考) イノシシの捕獲実績のある市町村推移(単位:市町村数)

振興局	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
盛岡広域	0	0	1 雫石町	1 雫石町	3 雫石町 盛岡市 紫波町	4 雫石町 盛岡市 紫波町 葛巻町	7 雫石町 盛岡市 紫波町 葛巻町 八幡平市 岩手町 滝沢市	8 雫石町 盛岡市 紫波町 葛巻町 八幡平市 岩手町 滝沢市 矢巾町	8 雫石町 盛岡市 紫波町 葛巻町 八幡平市 岩手町 滝沢市 矢巾町	8 雫石町 盛岡市 紫波町 葛巻町 八幡平市 岩手町 滝沢市 矢巾町	8 雫石町 盛岡市 紫波町 葛巻町 八幡平市 岩手町 滝沢市 矢巾町
県南広域	1 一関市	3 一関市 奥州市 北上市	6 一関市 奥州市 北上市 花巻市 西和賀町 平泉町	4 一関市 奥州市 北上市 平泉町	6 一関市 奥州市 北上市 花巻市 西和賀町 平泉町	6 一関市 奥州市 北上市 花巻市 平泉町 金ヶ崎町	8 一関市 奥州市 北上市 花巻市 平泉町 金ヶ崎町 遠野市 西和賀町	8 一関市 奥州市 北上市 花巻市 平泉町 金ヶ崎町 遠野市 西和賀町	8 一関市 奥州市 北上市 花巻市 平泉町 金ヶ崎町 遠野市 西和賀町	8 一関市 奥州市 北上市 花巻市 平泉町 金ヶ崎町 遠野市 西和賀町	8 一関市 奥州市 北上市 花巻市 平泉町 金ヶ崎町 遠野市 西和賀町
沿岸広域	0	0	1 陸前高田市	3 陸前高田市 山田町 住田町	3 陸前高田市 住田町 岩泉町	5 陸前高田市 住田町 釜石市 宮古市 大船渡市	7 陸前高田市 住田町 宮古市 大船渡市 大槌町 岩泉町 田野畑村	8 陸前高田市 住田町 宮古市 大船渡市 大槌町 岩泉町 田野畑村 釜石市 山田町	8 陸前高田市 住田町 宮古市 大船渡市 大槌町 岩泉町 田野畑村 釜石市 山田町	8 陸前高田市 住田町 宮古市 大船渡市 大槌町 岩泉町 田野畑村 釜石市 山田町	8 陸前高田市 住田町 宮古市 大船渡市 大槌町 岩泉町 田野畑村 釜石市 山田町
県北広域	0	0	0	0	1 洋野町	3 洋野町 久慈市 軽米町	5 洋野町 久慈市 軽米町 二戸市 一戸町	4 洋野町 久慈市 二戸市 一戸町	6 洋野町 久慈市 二戸市 一戸町 普代村 軽米町	7 洋野町 久慈市 二戸市 一戸町 普代村 軽米町 九戸	8 洋野町 久慈市 二戸市 一戸町 普代村 軽米町 九戸 野田村
合計	1	3	8	8	13	18	27	28	31	32	33

※令和6年度は、33市町村(全市町村)でイノシシが捕獲された。

(2) 狩猟による捕獲の促進

① 狩猟規制の緩和

平成 29 年から狩猟による捕獲の促進のため、県独自に狩猟期間を延長（約 2 か月）して捕獲の促進を図っている。

これにより、令和 6 年度の狩猟による捕獲 37 頭のうち、17 頭が延長期間内に捕獲されている。

イノシシ管理計画による狩猟規制の緩和内容

項 目	第 1 次計画 (H28. 10策定)	第 2 次計画 (H29. 3策定)	第 3 次計画 (R4. 3策定)
狩猟期間	全県下 11月15日～2月15日	全県下 11月1日～3月末日	全県下 同左

通常：11月15日～2月15日

② 鳥獣保護区等の見直し

令和 6 年度は、鳥獣保護区 2 箇所について、現地状況に応じて一部区域の見直しを行った。

鳥獣保護区指定件数の推移

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
件数 (件)	129	129	129	129	129	129	129
面積 (ha)	128, 286	127, 973	127, 973	127, 973	127, 992	127, 897	127, 829

(参考) 休猟区指定件数の推移

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
件数 (件)	0	0	0	0	0	0	0
面積 (ha)	0	0	0	0	0	0	0

(3) 有害捕獲の実施

① 有害捕獲頭数

鳥獣被害防止総合対策交付金等（農林水産省）を活用し、全市町村で有害捕獲に取り組み、捕獲実績があったのは 33 市町村で、捕獲頭数の合計は 1,066 頭であった。

② 有害捕獲関連対策

農業被害軽減及び被害発生地の拡大防止のため、各市町村において有害捕獲の実施のほか、次の取り組みを行った。

- ア くくりわなの購入
- イ はこわなの購入
- ウ 電気止めさし機の購入
- エ I C T機材等の活用
- オ 猟銃購入に係る補助 など

③ 有害捕獲許可の権限移譲

イノシシの有害捕獲許可事務の迅速な対応により住民サービスの向上を図るため、平成 28 年から全市町村への有害捕獲許可の権限移譲を行っている。

④ 県による広域捕獲活動の実施

市町村が実施する緊急捕獲のみでは被害防止の対策が困難となっているエリアを対象として、ニホンジカ及びイノシシの広域捕獲活動を実施した。

ア 実施主体：岩手県

イ 捕獲時期：令和6年9～10月（久慈地域）、令和6年10月（大船渡市）、
令和7年2月（遠野市）

ウ 実施区域：久慈地域（久慈市、洋野町、野田村、普代村）、大船渡市、遠野市

エ 捕獲実績：ニホンジカ 740 頭、イノシシ 20 頭

オ 実施方法：認定鳥獣捕獲等事業者（岩手県猟友会）に委託

（４）指定管理鳥獣捕獲の実施

鳥獣保護管理法に規定する「指定管理鳥獣捕獲等事業」（国庫、環境省）を活用し、県内全域において捕獲を行った。

① 実施主体：岩手県

② 捕獲時期：令和6年11月～令和7年2月

③ 実施区域：岩手県内全域

④ 捕獲実績：493 頭

⑤ 実施方法：認定鳥獣捕獲等事業者（岩手県猟友会）に委託

（５）捕獲技術研修会の開催

県内狩猟者の捕獲技術等の向上を目的として、例年、イノシシ捕獲技術研修会を開催しており、令和6年度は、第1回を8月3日（土）に住田町で、第2回を9月8日（日）に花巻市で開催し、延べ112人の市町村職員や狩猟者が参加した。

また、イノシシの生態やわなの設置方法等を記載している「イノシシわな捕獲マニュアル（岩手県版）」を市町村や狩猟者などの関係者に配布し、捕獲技術の普及等に取り組んだ。

（６）捕獲の担い手の確保・育成

① 狩猟免許試験の開催

捕獲の担い手を確保するため、狩猟免許試験を3回実施しており、令和6年度の新規免許取得者は、418人であった。

狩猟免許試験実施状況

開催回数	開催地	受験者数 (人)	合格者数 (人)	合格率 (%)	前年度 合格者数 (人)	前年度 合格率 (%)
3回	宮古市(7/21)	136	127	93.4	486	97.2
	滝沢市(10/6)	158	151	95.6		
	滝沢市(12/15)	144	140	97.2		
	計	438	418	95.4		

② 狩猟免許試験予備講習会の開催

狩猟免許試験受験者の合格率の向上を図ることを目的に、狩猟免許試験予備講習会（受講料無料）を公益社団法人岩手県猟友会への委託により、狩猟免許試験の概ね2週間前に試験と同じ会場で計3回実施した。

③ 捕獲の担い手確保対策

捕獲の担い手を確保するため、各市町村において、狩猟免許取得者への手数料の補助等を実施した。

④ 鳥獣被害対策実施隊の設置推進

有害捕獲等の担い手確保に向けて、市町村の被害防止計画に基づく捕獲等鳥獣被害対策の実践的活動を担う「鳥獣被害対策実施隊」の設置を推進しており、令和7年3月末現在、県内の32市町村で設置している。

また、交付金を活用して隊員の確保やOJT研修を実施する等の人材育成を行っている。

(7) 豚熱対応

① 県内における野生イノシシ検査（畜産課）

県では、野生イノシシの感染状況を把握するため、平成30年9月以降、死亡野生イノシシの豚熱検査を実施するとともに、令和2年11月以降からは、捕獲野生イノシシの豚熱検査にも取り組んでおり、令和4年4月25日に一関市の野生イノシシから初めて感染が確認されて以降、令和7年7月7日までに238頭の感染が確認されている。

② 養豚豚への豚熱ワクチン接種の実施（畜産課）

令和3年6月に、隣県の宮城県において豚熱陽性の野生イノシシが確認されたことを受け、農林水産省からワクチン接種推奨地域に設定され、同年7月から飼養豚への豚熱ワクチン接種を開始し、これまで計画的に接種を継続実施している。

③ 野生イノシシへの豚熱経口ワクチンの散布の実施（畜産課）

県では、豚熱ウイルスが野生イノシシを介して養豚農場に侵入するリスクを低減させるため、県内市町村、県猟友会及び畜産関係団体と連携のもと、令和4年10月3日に「岩手県豚熱対策協議会」を設立し、野生イノシシへの豚熱経口ワクチンの散布を実施している。

【令和6年度の実施概要】

散布地域：31市町村（陸前高田市、住田町、普代村以外の市町村）

散布地点：上記市町の野生イノシシが生息する山林等 333地点

散布期間：前期（令和6年5月～7月）、後期（令和6年9月～10月）

各期2回散布（1地点1回あたり20個散布、同一地点に2回散布）

④ 野生イノシシの豚熱感染確認区域（畜産課）

野生イノシシにおいて、豚熱の感染確認区域を設定し、感染が確認された地点から、半径10キロメートル圏内にかかる岩手県ハンターマップのメッシュ区画に含まれる区域を感染確認区域としており、令和3年12月10日に作成した「豚熱・アフリカ豚熱対策としての野生イノシシの捕獲等に関する防疫措置の手引き（岩手版）」により、感染拡大防止対策に取り組んでいる。

岩手県内野生イノシシの豚熱検査成績（令和7年7月7日現在）

		R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7			累計
								4月	5月	6月	
捕獲 イノシシ	陽性	0	0	0	90	40	71	8	6	3	218
	陰性	0	134	395	317	483	430	17	60	51	1,887
死亡 イノシシ	陽性	0	0	0	6	3	9	1	1	0	20
	陰性	1	2	4	10	6	3	1	1	0	28
検査頭数合計		1	136	399	423	532	513	27	68	54	2,153

2 被害防除対策

(1) 農作物被害額の推移

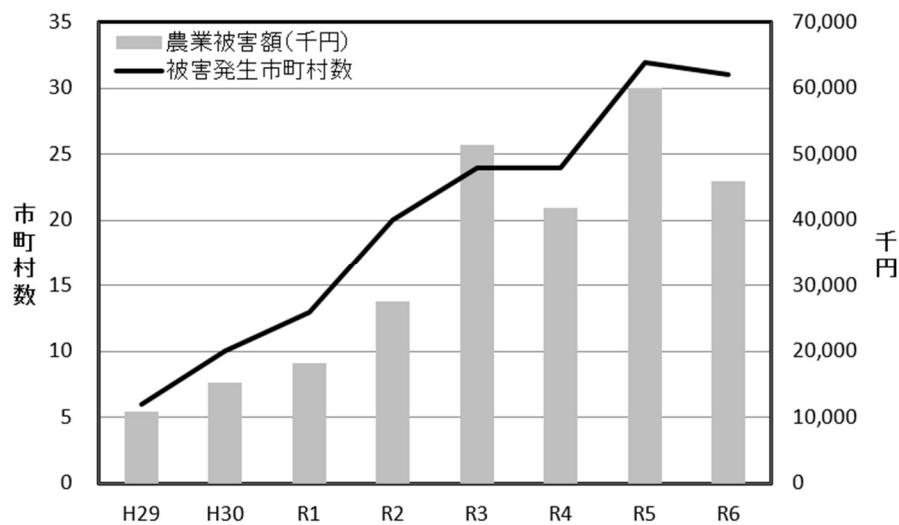
イノシシによる農作物被害はここ数年増加傾向にあった。令和6年度の被害額は速報値で45,911千円と、令和5年度と比較すると14,196千円減少している。昨年度被害の大きかった水稻や果樹が減少しており、積極的な捕獲活動や侵入防止柵整備等の被害防止策の進展により、被害額が減少したものと推定される。

<農作物被害額の推移>

	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	前年比
被害発生市町村数	6	10	13	20	24	24	32	31	-1
農作物被害額(千円)	10,895	15,299	18,300	27,623	51,524	40,685	60,108	45,911	14,197

※前年比被害額について、端数処理による差額あり。

※R6は速報値

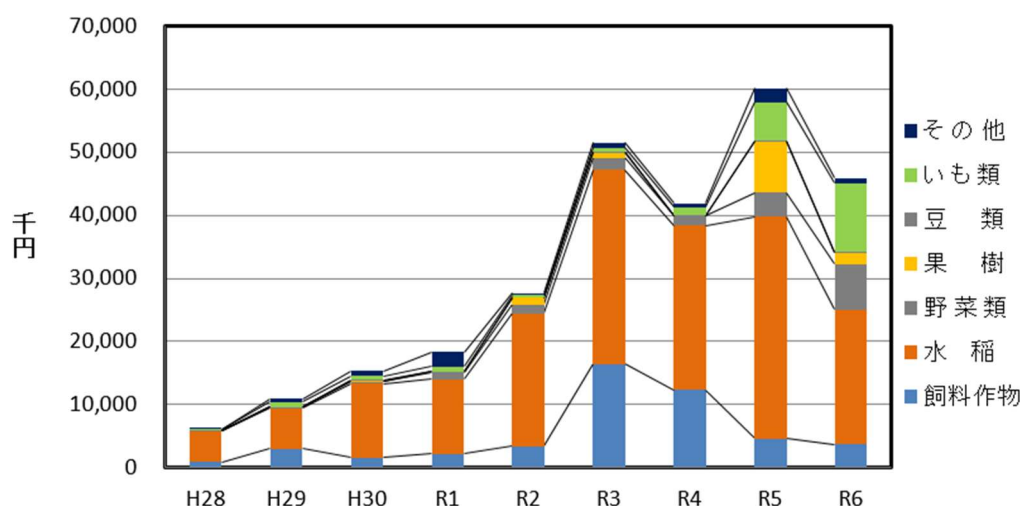


<作物別の農作物被害額の推移>

(単位:千円)

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	前年比
飼料作物	830	3,013	1,593	2,117	3,345	16,426	12,257	4,585	3,631	△954
水稻	4,960	6,373	11,670	11,850	21,070	30,795	25,304	35,176	21,396	△13,780
野菜類	0	151	386	1,175	1,425	1,877	1,369	3,864	7,251	3,387
果樹	0	30	86	48	1,077	799	1	8,083	1,798	△6,285
豆類	38	42	182	23	21	187	219	86	117	31
いも類	211	777	635	764	377	611	994	6,156	10,916	4,760
その他	6	509	747	2,323	308	828	542	2,158	802	△1,356
計	6,045	10,895	15,299	18,300	27,623	51,524	40,685	60,108	45,911	△14,197

※R6は速報値



(2) 被害防除体制の整備のための被害防止計画作成及び鳥獣被害対策実施隊設置状況について

被害防止実施計画は、全ての市町村において作成されており、対象鳥獣や捕獲目標数等を3か年で更新している。

また、鳥獣被害対策実施隊は、令和7年3月末現在、県内の32市町村で設置している。

(3) 被害防止対策実施体制について

- これまで以上に市町村等と連携した対策を講じていくため、県内の関係者で組織する「岩手県鳥獣被害防止対策会議」を中心に、侵入防止柵の効果的な設置などへの助言を行うアドバイザー派遣や、県内10地域に設置した現地対策チームによるICTを活用した捕獲技術等、地域の関係者が連携した効果的な被害防止対策技術の実証などを行った。
- 被害防止対策を効果的かつ効率的に実施するため、広域振興局及の単位で連絡会等を設置し、被害対策に関する情報共有を図った。
- 市町村においては、特措法第4条の2に基づき、鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための捕獲及び防除を実施した。

被害防止対策実施体制

組織名称等	所管	実施内容
岩手県鳥獣被害防止対策会議	県 (農林水産部、 環境生活部)	【県内の関係者が連携】 ・関係者の情報共有及び研修会の開催、被害防止対策の取組内容の検討
地域鳥獣被害防止対策連絡会	県 (広域振興局)	【広域振興局管内の関係者が連携】 ・関係者の情報共有及び研修会の開催等による被害対策意識の啓発
現地対策チーム	県(広域振興局、 農林振興センター)	【振興局・農林振興センター管内の関係者が連携】 ・関係者の情報共有及び研修会の開催、被害防止対策技術の実証
地域協議会	市町村	【市町村被害防止計画に基づき、被害防止対策を実施】 ・有害捕獲、電気柵の設置、被害防止活動の取組の推進

(4) 被害防除のための対策会議、研修会の実施

ア 岩手県鳥獣被害防止対策推進会議(被害状況や取組の共有)

⇒ 2回/年(6月、1月)

イ 地域鳥獣被害防止対策連絡会(広域局(4地域)の被害状況や取組の共有)

⇒ 4地域×1回程度(R6.11~R7.2) 計3回

(5) 農業被害防除対策実施状況

鳥獣被害防止総合対策交付金を活用した被害防除対策を各市町村において実施した。

- ① 侵入防止柵の設置：令和6年度は9市町村で設置（約65 km）、累計20市町村
- ② 研修会の開催や追い払い活動等の実施：23市町村

侵入防止柵の設置状況（農業振興課調べ）

※シカとの合算

	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	累計
設置距離（km）	113	101	106	73	91	118	101	65	1,415

3 モニタリング調査

科学的かつ計画的な管理施策を推進するため、捕獲及び農業被害状況について情報を収集するとともに生息状況調査等のモニタリング調査を継続的に実施した。概要は次のとおり。

(1) 捕獲情報の収集

狩猟、有害捕獲及び指定管理鳥獣捕獲について捕獲報告票等から頭数、場所、性別及び猟具の種類等の基礎データを収集した。

(2) 農業被害の収集

市町村を経由して農作物等被害について情報収集した。

(3) 生息状況調査（令和6年度イノシシ生息状況等調査業務委託）

令和4年度及び令和5年度においてはGPS調査を行い、イノシシの活動時間の分析を実施し、被害対策及び捕獲効率の向上を図ったところ。

令和6年度においては、第4次イノシシ管理計画策定に向けた検討資料とすることを目的に、県内のイノシシ生息個体数の推定を行うためセンサーカメラ調査を実施した。

① 調査結果の概要（詳細は、別添報告書に記載）

一関市内に設置したセンサーカメラにより推定した生息密度に、別途集計した掘り返し密度や目撃効率などの情報を加えることで、県内全域での生息密度分布を推定した。結果、捕獲実績がより多い県南地域より、県央・県北地域の方が生息密度が高いという推定となり、実態と乖離している可能性が示唆された。

そこで、捕獲実績と生息密度推定に有意な相関が認められた県南広域振興局地域のみで再度推定を行った結果、同地域の個体数は2,986（下限値1,136～上限値8,089）頭と推定された。

なお、全県への推定に向けては、データの収集方法の工夫や、一定以上の生息密度が想定される地域でのセンサーカメラによる調査継続などが必要との結論となった。

② 今後の対応

令和7年度においても、センサーカメラの設置区域を再検討しつつ同様の調査を実施し、全県での個体数推定を行うこととしている。

4 その他管理のために必要な事項

(1) 地域住民等への普及啓発

地域連絡会や現地対策チームが開催する研修会等により、イノシシの生態や被害防止対策、捕獲方法の理解を深めるなど、鳥獣被害対策に関する地域住民の意識啓発を図った。

(2) 認定鳥獣捕獲等事業者研修

捕獲に従事する方が方法や制度の趣旨を理解し安全に捕獲を行えるよう、認定鳥獣捕獲等事業の従事者を対象とした研修会において、鳥獣保護管理法をはじめとする関係法令及び認定鳥獣捕獲等事業者制度の概要等に関して説明を行った。令和5年度は捕獲時の事故は発生していない。

R6イノシシ捕獲実績(単位:頭)

資料 1 - 1

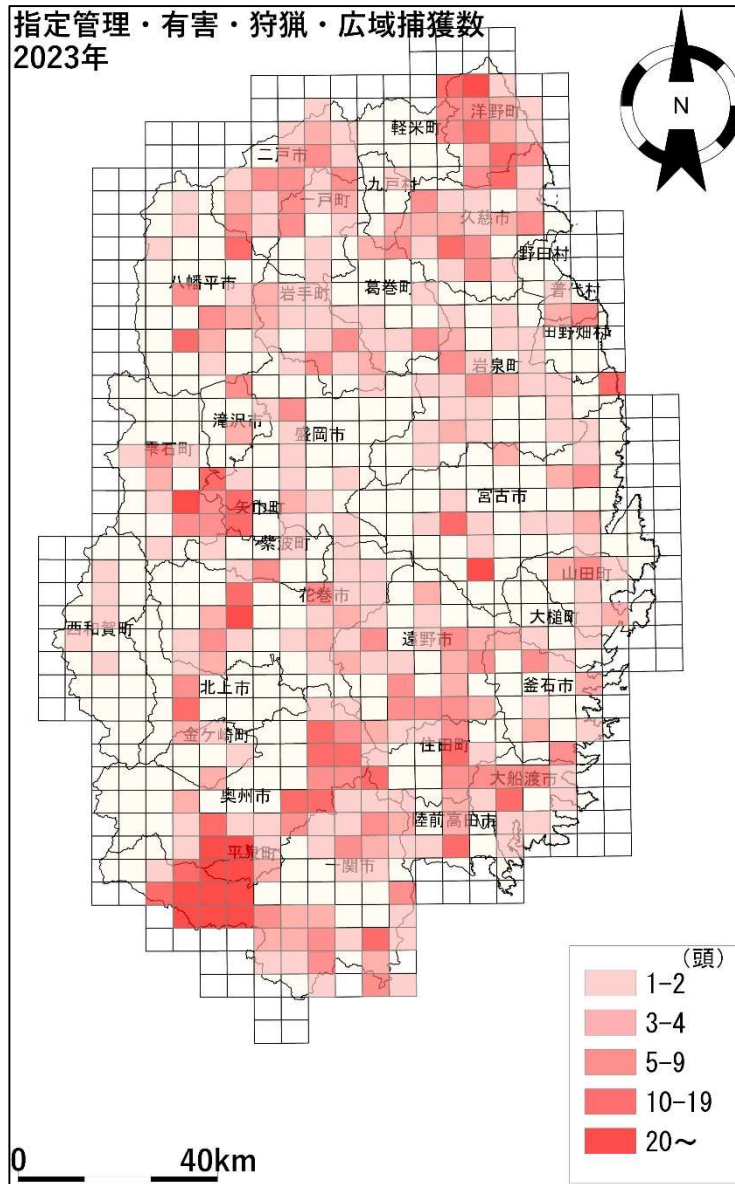
振興局		捕獲区分 市町村	狩猟				指定管理				広域				有害				合計			
			♂	♀	不明	計	♂	♀	不明	計	♂	♀	不明	計	♂	♀	不明	計	♂	♀	不明	計
盛岡広域	盛岡	盛岡市	0	0	0	0	24	18	0	42	0	0	0	0	21	11	0	32	45	29	0	74
		八幡平市	0	2	1	3	15	9	0	24	0	0	0	0	22	11	0	33	37	22	1	60
		雫石町	2	0	0	2	13	20	0	33	0	0	0	0	36	57	0	93	51	77	0	128
		葛巻町	1	0	0	1	4	3	0	7	0	0	0	0	13	9	0	22	18	12	0	30
		岩手町	0	0	0	0	4	0	0	4	0	0	0	0	8	4	0	12	12	4	0	16
		滝沢市	1	0	0	1	4	1	0	5	0	0	0	0	7	4	0	11	12	5	0	17
		紫波町	0	0	0	0	1	1	0	2	0	0	0	0	8	4	0	12	9	5	0	14
		矢巾町	0	1	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0	5	6	0	11	6	7	0	13
	小計	4	3	1	8	66	52	0	118	0	0	0	0	120	106	0	226	190	161	1	352	
県南広域	本局	奥州市	1	0	0	1	42	33	0	75	0	0	0	0	90	94	0	184	133	127	0	260
		金ヶ崎町	0	0	0	0	1	1	0	2	0	0	0	0	9	5	0	14	10	6	0	16
		小計	1	0	0	1	43	34	0	77	0	0	0	0	99	99	0	198	143	133	0	276
	花巻	花巻市	0	0	0	0	10	10	0	20	0	0	0	0	46	40	0	86	56	50	0	106
		遠野市	0	1	0	1	12	10	0	22	4	4	0	8	12	7	0	19	28	22	0	50
		北上市	1	0	0	1	11	4	0	15	0	0	0	0	1	0	0	1	13	4	0	17
		西和賀町	0	0	0	0	0	6	0	6	0	0	0	0	6	0	0	6	6	6	0	12
		小計	1	1	0	2	33	30	0	63	4	4	0	8	65	47	0	112	103	82	0	185
	一関	一関市	0	5	1	6	60	50	0	110	0	0	0	0	111	81	7	199	171	136	8	315
		平泉町	0	0	0	0	6	8	0	14	0	0	0	0	14	24	0	38	20	32	0	52
		小計	0	5	1	6	66	58	0	124	0	0	0	0	125	105	7	237	191	168	8	367
沿岸広域	本局	釜石市	0	0	0	0	2	1	0	3	0	0	0	0	10	13	0	23	12	14	0	26
		大槌町	0	0	0	0	2	0	0	2	0	0	0	0	6	1	0	7	8	1	0	9
		小計	0	0	0	0	4	1	0	5	0	0	0	0	16	14	0	30	20	15	0	35
	宮古	宮古市	2	0	0	2	12	6	0	18	0	0	0	0	19	13	0	32	33	19	0	52
		山田町	0	0	0	0	3	2	0	5	0	0	0	0	11	5	0	16	14	7	0	21
		岩泉町	1	1	0	2	1	0	0	1	0	0	0	0	33	13	0	46	35	14	0	49
		田野畑村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	3	0	1	2	3
		小計	3	1	0	4	16	8	0	24	0	0	0	0	63	32	2	97	82	41	2	125
	大船渡	大船渡市	0	0	0	0	2	8	0	10	0	1	0	1	9	5	0	14	11	14	0	25
		陸前高田市	0	0	0	0	3	0	0	3	0	0	0	0	14	8	0	22	17	8	0	25
		住田町	0	0	0	0	5	5	0	10	0	0	0	0	13	6	0	19	18	11	0	29
		小計	0	0	0	0	10	13	0	23	0	1	0	1	36	19	0	55	46	33	0	79
県北広域	本局	久慈市	4	0	0	4	10	10	0	20	2	1	0	3	20	20	0	40	36	31	0	67
		普代村	0	0	0	0	0	2	0	2	0	0	0	0	0	1	0	1	0	3	0	3
		野田村	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	1	2	0	0	2
		洋野町	1	0	0	1	18	8	0	26	3	5	0	8	12	17	0	29	34	30	0	64
		小計	5	0	0	5	29	20	0	49	5	6	0	11	33	38	0	71	72	64	0	136
	二戸	二戸市	4	1	0	5	3	3	0	6	0	0	0	0	17	12	0	29	24	16	0	40
		軽米町	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	2	1	2	0	3
		九戸村	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	2	2
		一戸町	3	2	0	5	2	1	0	3	0	0	0	0	4	4	0	8	9	7	0	16
小計	7	4	0	11	6	4	0	10	0	0	0	0	22	17	1	40	35	25	1	61		
		合計	21	14	2	37	273	220	0	493	9	11	0	20	579	477	10	1,066	882	722	12	1,616

R5イノシシ捕獲実績(単位:頭)

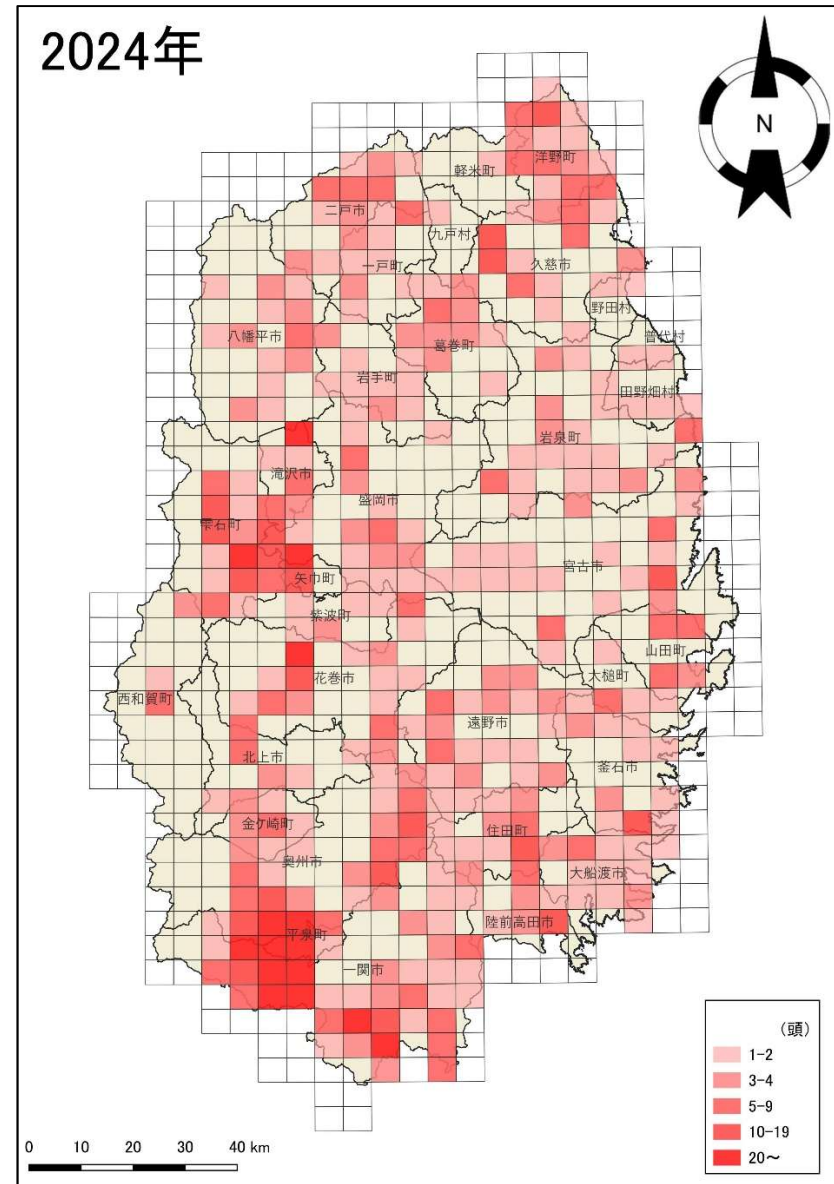
資料 1 - 2

振興局		捕獲区分 市町村	狩猟				指定管理				有害				広域捕獲				合計			
			♂	♀	不明	計	♂	♀	不明	計	♂	♀	不明	計	♂	♀	不明	計	♂	♀	不明	計
盛岡広域	盛岡	盛岡市	0	0	0	0	18	17	0	35	9	13	0	22	0	0	0	0	27	30	0	57
		八幡平市	0	0	0	0	10	13	0	23	15	20	0	35	0	0	0	0	25	33	0	58
		雫石町	0	0	0	0	14	13	0	27	16	22	0	38	0	0	0	0	30	35	0	65
		葛巻町	0	0	0	0	7	7	0	14	4	5	0	9	0	0	0	0	11	12	0	23
		岩手町	1	0	0	1	15	9	0	24	1	3	0	4	0	0	0	0	17	12	0	29
		滝沢市	0	0	0	0	1	0	0	1	1	2	0	3	0	0	0	0	2	2	0	4
		紫波町	0	1	1	2	0	0	0	0	8	7	0	15	0	0	0	0	8	8	1	17
		矢巾町	0	0	0	0	5	8	0	13	0	0	4	4	0	0	0	0	5	8	4	17
		小計	1	1	1	3	70	67	0	137	54	72	4	130	0	0	0	0	125	140	5	270
県南広域	本局	奥州市	1	0	0	1	48	49	0	97	50	66	0	116	0	0	0	0	99	115	0	214
		金ヶ崎町	0	0	0	0	1	2	0	3	0	1	0	1	0	0	0	0	1	3	0	4
		小計	1	0	0	1	49	51	0	100	50	67	0	117	0	0	0	0	100	118	0	218
	花巻	花巻市	1	0	0	1	11	4	0	15	25	38	0	63	0	0	0	0	37	42	0	79
		遠野市	0	3	0	3	17	18	0	35	13	20	0	33	5	4	0	9	35	45	0	80
		北上市	0	0	0	0	10	10	0	20	0	1	0	1	0	0	0	0	10	11	0	21
		西和賀町	1	3	0	4	1	0	0	1	2	0	0	2	0	0	0	0	4	3	0	7
		小計	2	6	0	8	39	32	0	71	40	59	0	99	5	4	0	9	86	101	0	187
	一関	一関市	3	0	0	3	93	93	0	186	69	83	11	163	0	0	0	0	165	176	11	352
		平泉町	0	0	0	0	6	2	0	8	22	14	6	42	0	0	0	0	28	16	6	50
		小計	3	0	0	3	99	95	0	194	91	97	17	205	0	0	0	0	193	192	17	402
沿岸広域	本局	釜石市	1	3	0	4	12	7	0	19	3	3	0	6	0	0	0	0	16	13	0	29
		大槌町	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	1
		小計	1	3	0	4	12	7	0	19	4	3	0	7	0	0	0	0	17	13	0	30
	宮古	宮古市	0	0	0	0	12	15	0	27	21	13	0	34	0	0	0	0	33	28	0	61
		山田町	0	0	0	0	6	4	0	10	3	4	0	7	0	0	0	0	9	8	0	17
		岩泉町	1	0	0	1	0	1	0	1	35	20	0	55	0	0	0	0	36	21	0	57
		田野畑村	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
		小計	1	1	0	2	18	20	0	38	59	37	0	96	0	0	0	0	78	58	0	136
	大船渡	大船渡市	1	0	0	1	14	5	0	19	9	6	0	15	0	0	0	0	24	11	0	35
		陸前高田市	0	0	0	0	3	6	0	9	4	12	0	16	0	0	0	0	7	18	0	25
		住田町	0	0	0	0	7	7	0	14	11	21	0	32	0	0	0	0	18	28	0	46
		小計	1	0	0	1	24	18	0	42	24	39	0	63	0	0	0	0	49	57	0	106
県北広域	本局	久慈市	0	0	0	0	30	21	0	51	16	10	0	26	6	1	0	7	52	32	0	84
		普代村	0	0	0	0	5	2	0	7	1	1	0	2	0	0	0	0	6	3	0	9
		野田村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		洋野町	2	0	0	2	28	22	0	50	19	9	0	28	5	6	0	11	54	37	0	91
		小計	2	0	0	2	63	45	0	108	36	20	0	56	11	7	0	18	112	72	0	184
	二戸	二戸市	7	3	0	10	7	13	0	20	11	3	0	14	0	0	0	0	25	19	0	44
		軽米町	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	4	0	0	0	0	2	2	0	4
		九戸村	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	2	2
		一戸町	5	6	0	11	3	4	0	7	5	8	0	13	0	0	0	0	13	18	0	31
		小計	12	9	1	22	10	17	0	27	18	13	1	32	0	0	0	0	40	39	2	81
		合計	24	20	2	46	384	352	0	736	376	407	22	805	16	11	0	27	800	790	24	1,614

令和5年度捕獲位置図（全捕獲数）



令和6年度捕獲位置図（全捕獲数）

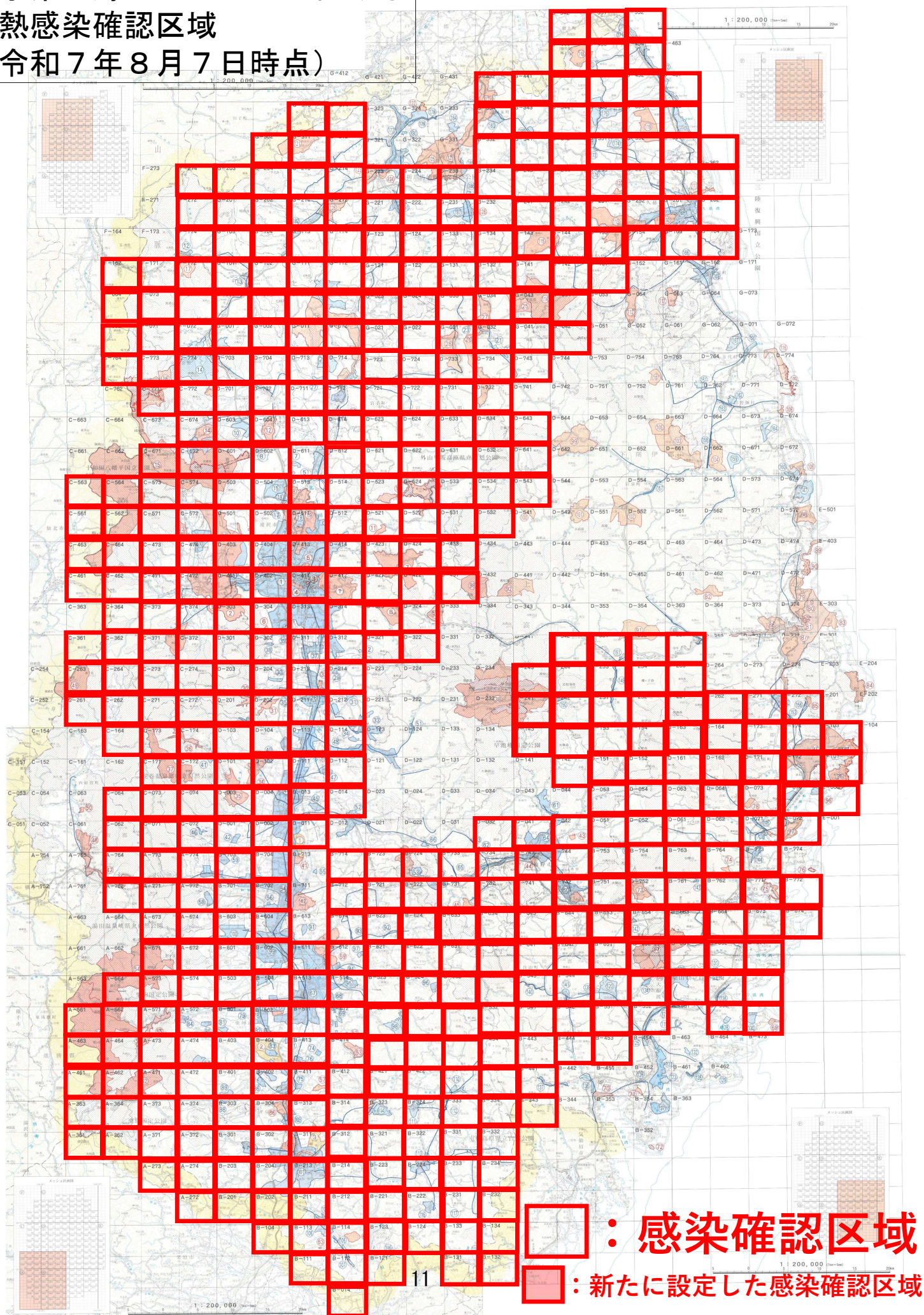


※捕獲票に記載されたメッシュ番号に基づき集計し作成（メッシュ番号が不明なものは除外）

※1メッシュあたり、5kmとしている。

※国土数値情報（行政区域データ）」（国土交通省）（<https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-N03-2018.html>）を加工して作成

岩手県の野生イノシシにおける 豚熱感染確認区域 (令和 7 年 8 月 7 日時点)



野生イノシシの豚熱検出状況

資料1 - 5

R 4 年度	捕獲	死亡	計	R 5 年度	捕獲	死亡	計	R 6 年度	捕獲	死亡	計	R 7 年度	捕獲	死亡	計
4月	4		4	4月	3		3	4月	12	2	14	4月	8	1	9
5月	5		5	5月	1		1	5月	10		10	5月	6	1	7
6月	14		14	6月	1	1	2	6月	16	1	17	6月	3		3
7月	19		19	7月	2		2	7月	3	1	4	7月			
8月	22	3	25	8月			0	8月	5	3	8	8月			
9月	9	1	10	9月			0	9月	2	1	3	9月			
10月	3		3	10月	1		1	10月	3	1	4	10月			
11月	4		4	11月	8		8	11月	10		10	11月			
12月	1	2	3	12月	15		15	12月	7		7	12月			
1月	2		2	1月	8		8	1月	3		3	1月			
2月	1		1	2月	1		1	2月			0	2月			
3月	6		6	3月		2	2	3月			0	3月			
合計	90	6	96	合計	40	3	43	合計	71	9	80	合計	17	2	19

捕獲等事業評価シート

(岩手県環境生活部自然保護課)

評価シート（イノシシ）

STEP 1 予定通りの作業ができたか、効率的な捕獲ができたか評価する。

■ 事業概要

事業実施地域	県内全域
事業主体	岩手県環境生活部自然保護課
事業実施期間	令和6年10月4日～令和7年3月19日
捕獲手法	銃及びわな
事業メニュー	②捕獲等メニュー
事業費	9,567,865 円（※）

（※）捕獲コスト把握のため本事業地にかかる事業費のみ記載

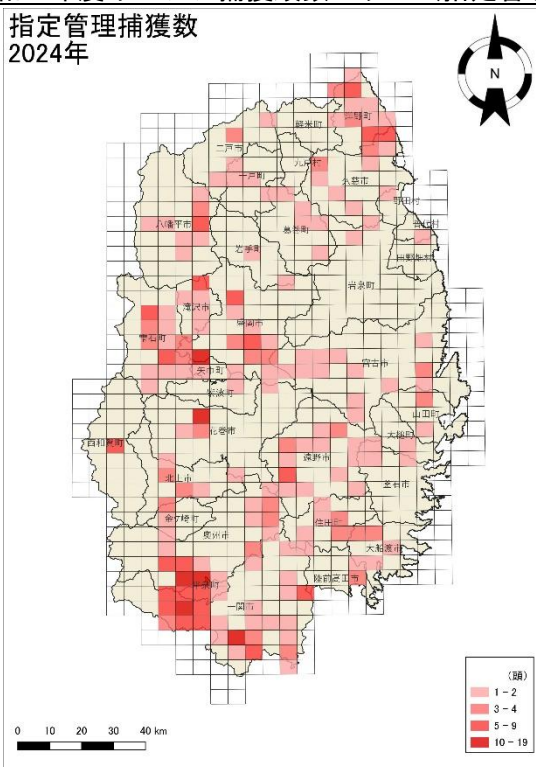
■ 事業の評価

評価項目	当初予定	実績	評価
捕獲目標	【事業計画】 700 頭 【参考：昨年度実績】 736 頭	493 頭 くくりわな：163 頭 箱わな：12 頭 銃猟：318 頭	捕獲目標の達成率は70%であった。積雪が少なく、イノシシが麓まで降りてこなかったことが要因と思われる。
捕獲作業量	【昨年度実績】 わな：10,744 基日 銃猟：延べ1,407 人	わな：24,014 基日 銃猟：延べ926 人	イノシシ分としては昨年度を下回る努力量となった。（シカと合算すると昨年度を上回っている。）
効率的な捕獲	【昨年度実績】 わな：0.023 頭/基日 銃猟：0.34 頭/人日	わな：0.007 頭/基日 銃猟：0.34 頭/人日	昨年度と比較し、銃猟は同じ、わなは僅かながらも向上した。
事業に要した人員数	【事業計画】 870 人日 【参考：昨年度実績】 2,062 人日	1,370 人日	計画以上の人員を投じて作業を実施した。従事者1人当たりの捕獲数は0.360 頭。
安全管理体制	指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画として提出	提出した計画に沿って作業を行った。人身事故やその他の事故は発生しなかった。	安全に予定通りの計画で事業は遂行された。
捕獲個体の処分方法	指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に記載したとおり、埋設又は搬出し焼却処分、自家消費。なお、全頭検査が可能な食肉処理加工施設へ搬入する場合は、利活用も可能とする。	提出した計画に沿って作業を行った。獣による掘り起こし等は発生しなかった。	予定通りの計画で事業は遂行された。
環境への影響への配慮	・可能な限り非鉛製銃弾を使用 ・錯誤捕獲防止用わなを使用	・可能な限り非鉛製銃弾を使用 ・錯誤捕獲防止用わなを使用	予定通りの計画で事業は遂行された。
捕獲個体の属性	オス 384、メス 352 成獣 644、幼獣 92	オス 273、メス 220 成獣 446、幼獣 47	オス、メスの割合は昨年度とほぼ同じ比率であった。

■ 添付図面（5 k mメッシュ地図）

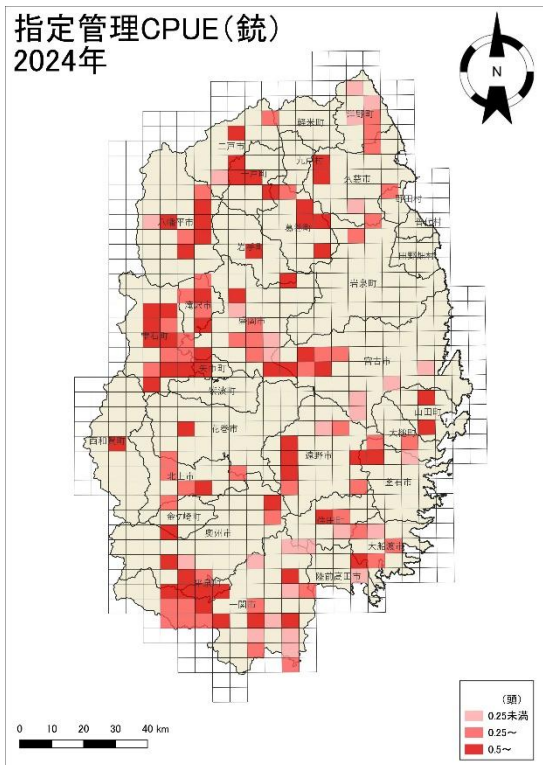
＜令和6年度イノシシ捕獲頭数マップ（指定管理）＞

指定管理捕獲数
2024年



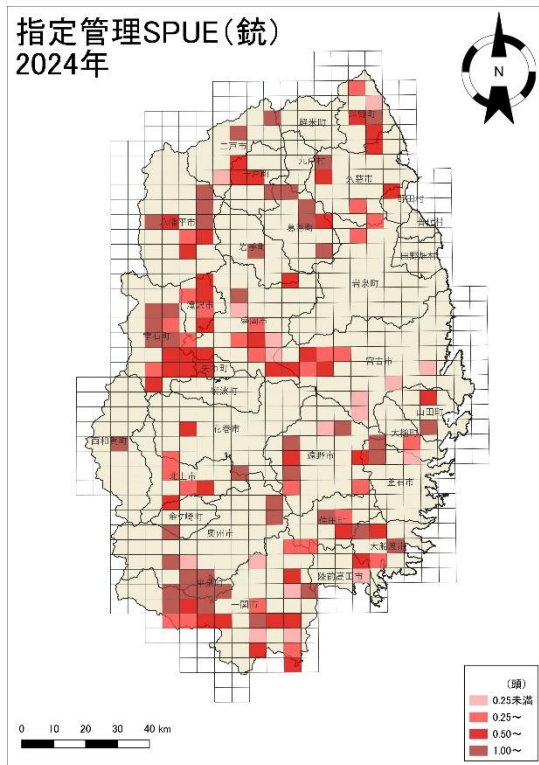
＜CPUE：捕獲効率＞

指定管理CPUE(銃)
2024年



＜SPUE：目撃効率＞

指定管理SPUE(銃)
2024年



※CPUE＝捕獲数／のべ人日数

※SPUE＝目撃数／のべ人日数

※「国土数値情報（行政区域データ）」（国土交通省）

(<https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-N03-2018.html>) を加工して作成

STEP 2 捕獲によって出沒（密度）や被害が減少したかを検証する。

■ 事業実施地域

県内全域

■ 出沒（密度）

評価項目	モニタリング項目・方法・情報
事業実施前もしくは事業開始時・前半	令和5年度指定管理捕獲等事業における銃猟に基づく SPUE は 0.71 頭/人日
事業実施後もしくは事業終盤・後半	令和6年度指定管理捕獲等事業における銃猟に基づく SPUE は 0.65 頭/人日
評価	銃 SPUE 上は生息密度が減少しているように見受けられる。 しかし、令和6年度は初めて県内の全市町村数でイノシシが捕獲された（狩猟及び有害捕獲を含む）ところであり、侵入初期から定着・増加段階への移行期にあると考えられることから、銃 SPUE のみをもって生息密度が低下していると判断することは難しい。

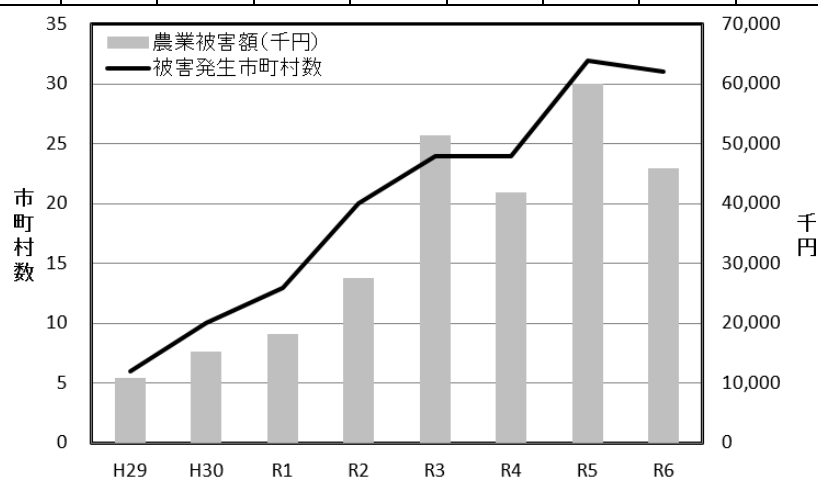
■ 被害

評価項目	モニタリング項目・方法
事業実施前もしくは開始時・前半	農業被害額の把握はしているものの、指定管理捕獲による効果検証のための被害調査はこれまで行っていない。 なお、令和5年度の農業被害額は約 6,000 万円であった。
事業実施後もしくは事業終盤・後半	同上 なお、令和6年度の農業被害額は約 4,600 万円であった。
評価	農業被害額としては前年度から約 1,400 万円減少した。 しかしながら有害捕獲や被害防止策を総合的に行った結果と推定され、指定管理捕獲による効果を図るには、別途、掘り返し調査などでモニタリングを行う必要がある。

■ 添付図面

- ・ 農作物被害額の推移

	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	前年比
被害発生市町村数	6	10	13	20	24	24	32	31	-1
農作物被害額（千円）	10,895	15,299	18,300	27,623	51,524	40,685	60,108	45,911	14,197



STEP 3 評価の結果を踏まえて、次年度事業の捕獲位置・時期・手法・従事者等の見直しを行う。

■ 捕獲等事業に関する評価及び改善点 (STEP 1・2の検証を踏まえて記載する。)

1. 捕獲に関する評価及び改善点※	
【目標設定】	評価：目標 700 頭に対して 493 頭を捕獲し、目標達成率は 70%、前年度比では 67% (243 頭減) となった。 目標以下であったこと及び捕獲数が減少した背景として、昨年度に比べ積雪が少なく、イノシシが麓に降りてこなかったため、捕獲の機会が得られなかったと思われる。
	改善点：長期的には農業被害額は増加傾向にあることから、引き続き可能な限り捕獲圧を強化する。
【実施期間】	評価：3 月から 10 月に実施する有害捕獲との調整を図り、本事業の捕獲を 11 月から 2 月に実施した。 実施期間を棲み分けることにより、効率的に事業が実施できていることから、引き続き、従来の方針により実施していく。
	改善点：特になし。
【実施位置】	評価：県内全域で出没が確認され、捕獲実績もあることから、実施区域を県全域としたことは妥当と考えられる。
	改善点：捕獲圧の強化のため、県全域における捕獲を継続していく。
【捕獲手法】	評価：有害捕獲はわなによる捕獲が多く、積雪期に実施する指定管理鳥獣捕獲等事業については銃猟による捕獲が多くなっている。
	改善点：捕獲技術研修会の開催等により、引き続き、実施時期や環境状況に応じた猟具を選択することで効率的な捕獲の促進を図る。
【捕獲コスト】	評価：捕獲単価は令和 5 年度 18,593 円/頭、令和 6 年度 19,407 円/頭となっており、814 円の増となっている。単価が上昇した要因としては、人件費及び部材費のコストが上昇していることが理由と考えられる。
	改善点：特になし
2. 体制整備に関する評価及び改善点	
【実施体制】	評価：狩猟事故防止のため捕獲作業は 2 名以上で実施し、安全に配慮した体制で実施した。これにより、狩猟事故は発生していない。
	改善点：引き続き、安全管理規定の順守を徹底するとともに、適切な実施体制に努めるよう指導する。
【個体処分】	評価：捕獲個体は自家消費または適切に埋設等を行った。
	改善点：引き続き、適切な個体処分を行うよう指導する。
【環境配慮】	評価：可能な限り非鉛製銃弾や錯誤捕獲防止用わなを使用した。
	改善点：引き続き、環境配慮に努めた事業実施を指導する。
【安全管理】	評価：実施計画及び安全管理規定に基づき、事故防止の徹底を図った結果、人身事故等の重大事故の発生はなかった。
	改善点：引き続き、安全管理規定の遵守を指導する。
3. その他の事項に関する評価及び改善点 なし	
4. 全体評価	
生息頭数が分かっていない状況であるため、可能な限り捕獲圧を高めるという方針は妥当であると考ええる。 しかしながら、本県は侵入初期～定着・増加期にあると思われ、生息域拡大・頭数増加の抑制のため	

め、より効率的な捕獲を実施していく必要がある。

そのためにも、密度分布を把握するためのモニタリング調査を並行して進め、重点的に捕獲する地域を設定できる体制整備を今後の目標とする。

■ 特定鳥獣保護・管理計画の目標に対する、本事業の寄与状況について

	モニタリング項目・方法
特定鳥獣保護・管理計画の目標	第二種特定鳥獣管理計画では、全県で積極的に捕獲を推進することを目標としており、令和6年度は過去最多の1,616頭を捕獲した。
寄与状況の評価	令和6年度の捕獲数1,616頭を、捕獲区分毎に分析すると以下ようになる。 広域捕獲 20 頭（1%） 狩猟捕獲 37 頭（2%） 本事業捕獲 493 頭（31%） 有害捕獲 1,066 頭（66%） 指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲数は前年度から減少しているものの、令和6年度の捕獲数のうち有害捕獲に次ぐ比率となっている。 また、実施時期についても有害捕獲（3月～10月）と本事業（11月～2月）は棲み分けており、年度を通して捕獲圧を継続するうえで欠かせないものと評価する。

令和 7 年度のイノシシ管理対策について

1 個体数管理

第 3 次イノシシ管理計画に基づき、指定管理鳥獣捕獲等事業による県捕獲と、農林水産部が実施している有害捕獲（鳥獣被害防止対策総合対策交付金）を併用し、可能な限り捕獲を推進していく。

（１）狩猟による捕獲の促進

① 狩猟規制の緩和

狩猟による捕獲を促進するため、引き続き、県独自でイノシシの狩猟期間を 11 月 1 日から 3 月末日まで延長する（令和 4 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日）。

② 休猟区等の見直し

狩猟による捕獲を促進するため、引き続き、休猟区の指定は行わない予定であり、鳥獣保護区の指定については、地域の意見を聞きながら、指定の廃止や特定猟具使用禁止区域への移行なども含めて検討していく。

（２）有害捕獲

獣被害防止総合対策交付金（農林水産省）等を活用し、以下のとおり有害捕獲を実施する。

① 有害捕獲実施計画

全市町村で実施計画を定め、計画に沿った効率的な取組を推進する。

② 有害捕獲関連対策

ア くくりわなの購入（部品含む）

イ はこわなの購入

ウ 電気止めさし機の購入

エ ICT 機材（通信料含む）、センサーカメラ、ドローン等の活用

③ 地域一体となった捕獲体制の整備

農業者等、地域住民が一体となった捕獲体制を推進するため、地域ぐるみで被害防止対策を行う活動を支援する。

④ 県による広域捕獲活動の実施

市町村が実施する緊急捕獲のみでは被害防止の対策が困難となっているエリアを対象にニホンジカ及びイノシシの広域捕獲活動を実施する。

ア 実施主体：岩手県

イ 捕獲時期：令和 7 年 8 月～令和 8 年 2 月

ウ 実施区域：大船渡市、久慈地域（久慈市、洋野町、野田村、普代村）、遠野市、陸前高田市

（３）指定管理鳥獣捕獲等事業の実施

指定管理鳥獣捕獲等事業（環境省）を活用し、県内全域における捕獲を強化する。

① 実施区域：岩手県全域

② 実施主体：岩手県

③ 捕獲時期：令和 7 年 11 月～令和 8 年 2 月

④ 実施方法：認定鳥獣捕獲等事業者等に委託

(4) 捕獲技術研修会の開催

狩猟者の捕獲技術等の向上を目的に、県内において研修会を2回開催する。

令和7年度は、鳥獣被害防止対策実施隊員等を対象に、第1回を9月6日(土)に久慈市で、第2回を9月20日(土)に平泉町で開催する。

併せて、令和3年度に作成した「イノシシわな捕獲マニュアル(岩手県版)」を市町村や狩猟者などの関係者に配布し、引き続き捕獲技術の普及等に取り組む。

(5) 捕獲の担い手の確保・育成

① 狩猟免許試験の開催

捕獲の担い手を確保するため、狩猟免許試験を3回開催する。

狩猟免許試験実施予定

回数	会場	開催日	備考
3回	宮古市 岩手県立大学宮古短期大学部	7/13(日)	実施済
	滝沢市 岩手県立大学	8/24(日)	実施済
	滝沢市 岩手県立大学	12/7(日)	

② 狩猟免許試験予備講習会の開催

狩猟免許試験受験者の合格率の向上を図ることを目的に、引き続き、狩猟免許試験予備講習会を無料で開催する。なお、予備講習会は、概ね狩猟免許試験の2週間前に開催する。

狩猟免許試験予備講習会実施予定

回数	会場	開催日	備考
4回	宮古市 岩手県立大学宮古短期大学部	6/29(日)	実施済
	滝沢市 岩手県立大学	8/9(土)	実施済
	滝沢市 岩手県立大学	11/22(土)	
	滝沢市 岩手県立大学	11/23(日)	

③ 市町村の担い手確保対策

各市町村において、狩猟免許取得者への手数料補助等を実施する。

④ 新規狩猟者の確保・定着推進

捕獲の担い手である狩猟者の新規確保及び定着の推進を図るための研修会を開催する。

ア 一般県民を対象とした捕獲の担い手研修会

「令和6年度岩手県捕獲の担い手研修会」令和7年8月30日(土) 矢巾総合射撃場

イ 狩猟免許取得後3年以内の狩猟者を対象とした捕獲の担い手スキルアップ研修会

「令和7年度岩手県捕獲の担い手スキルアップ研修会」12～1月に開催予定

(6) 豚熱対応(畜産課)

① 県内における野生イノシシ検査

引き続き野生イノシシの感染状況を把握するため、岩手県猟友会の協力の下、豚熱検査を実施する。

② 養豚豚への豚熱ワクチン接種の実施

令和3年6月に、隣県の宮城県において豚熱陽性の野生イノシシが確認されたことを受け、農林水産省からワクチン接種推奨地域に設定され、同年7月から飼養豚への豚熱ワクチン接種を開始しており、今後も計画的に接種を継続して実施する。

③ 野生イノシシへの豚熱経口ワクチンの散布の実施

野生イノシシにおける豚熱の感染拡大を防止することを目的として、国が定める「豚熱経口ワクチンの野外散布実施に係る指針」に基づき、本県において、野生イノシシへの豚熱経口ワクチンの野外散布を行う。

【実施概要】

散布地域：33 市町村（陸前高田市、住田町以外の市町村）

散布地点：390 地点

散布期間：前期（令和7年5月から7月）、後期（令和7年9月から10月）

④ 野生イノシシの豚熱感染確認区域

野生イノシシにおいて、豚熱の感染確認区域を設定し、感染が確認された地点から、半径10キロメートル圏内にかかる岩手県ハンターマップのメッシュ区画に含まれる区域を感染確認区域として、令和3年12月10日に作成した「豚熱・アフリカ豚熱対策としての野生イノシシの捕獲等に関する防疫措置の手引き（岩手版）」により、感染拡大防止対策に引き続き取り組む。

2 被害防除対策

（1）被害防除対策の実施内容

鳥獣被害防止総合対策交付金等を活用した被害防除対策を各市町村において実施する。

- ① 侵入防止柵の設置：11 市町村（約 64 k m）
- ② 市町村等協議会によるシカ・イノシシ被害防止研修会等の開催
- ③ 放任果樹の除去や雑木林の刈払い、鳥獣緩衝帯の設置等による生息環境の管理

（2）被害防止技術の実証

県内 10 地域に設置した岩手県鳥獣被害防止対策会議現地対策チームが、イノシシを含めた全鳥獣対応型電気柵やわな遠隔監視システムの設置など、新たな被害防止技術の現地実証を行い、地域における被害防止技術の普及・定着を推進する。

3 モニタリング調査

科学的かつ計画的な管理施策を推進するため、捕獲及び農業被害状況について情報を収集するとともに生息状況調査等のモニタリング調査を継続的に実施する。

（1）捕獲情報の収集

狩猟、有害捕獲及び指定管理鳥獣捕獲について捕獲報告票等から頭数、場所、性別及び猟具の種類等の基礎データを収集する。

（2）農業被害の収集

農業振興課において、市町村を経由して農業被害について情報収集する。

（3）生息状況調査

これまでは捕獲数が少なく生息地域に偏りがあることから、全県域での生息数推計は困難であるとされていたが、近年の捕獲数等の増加を踏まえ、第4次イノシシ管理計画の策定等に資することを目的として、センサーカメラを用いた生息状況調査を実施し試行的に県内の生息数推計等を行う。

4 その他管理のために必要な事項

(1) 生息環境管理

人の生活圏にイノシシを近づけないための環境整備について市町村を通じ周知するとともに、鳥獣被害防止総合対策交付金を活用した刈払いや緩衝帯設置、放任果樹の伐採等を促進する。

① 誘引物の除去

イノシシを引き寄せる原因となる、放任されている柿や栗などの果実樹や、収穫残さを含めたごみ類を適切に除去・管理すること。

② 緩衝帯等の管理

イノシシの侵入経路や潜伏場所となる、耕作放棄地や農地周辺の藪の刈払いを行うこと。

(2) 地域住民等への普及啓発

地域連絡会や現地対策チームが開催する研修会等において、専門家によるイノシシの生態や効果的な捕獲方法等に関する助言、地域が自らの工夫で鳥獣被害対策に取り組むモデル的な事例の紹介、侵入防止柵の設置方法の研修などを行い、地域ぐるみの被害防止対策の定着に向けた地域住民の意識啓発を図る。

(3) 認定鳥獣捕獲等事業者研修

引き続き、趣旨を理解した安全な捕獲の実施のため、認定鳥獣捕獲等事業の従事者を対象とした研修会において、鳥獣保護管理法及び認定鳥獣捕獲等事業者制度の概要に関して説明を行う。